

東京都北区議会

平成 25 年第 3 回定例会で可決した意見書

- ・ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- ・ 複数税率導入と新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書
- ・ 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされている。このような社会経済環境のもと、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあっていっている実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、左記事項を平成二十六年以降も継続するよう求めるものである。

記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一とする軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を二割減額する減免措置
- 三、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を六十五％に引き下げる減額措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年十月四日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

東京都知事 猪 瀬 直 樹 殿

複数税率導入と新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

政府は景気回復に向けて、積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調に増える保証はない。来年四月に予定されている消費税増税によって、各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることも予測される。

これにより、国民の社会的、政治的関心が薄れるなど、その深刻な影響が危惧される。日本の経済的状況、高齢化の進んだ社会保障制度の未来などの解決のために、歳入増が絶対的に必要なことを理解し、そのための消費税増税は一つの方法と考えている。政府は、消費税増税に例外を作りたくないと考えているが、多くの国では、品目別の複数税率を導入しており、民主主義という観点から先進国では、新聞、書籍などに軽減税率を適用している。

よって、本区議会は政府に対し、複数税率導入と新聞への軽減税率適用の実現を求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年十月四日

東京都北区議会議長 戸枝大幸

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

よって本区議会は政府に対し、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求める。

記

- 一、世帯収入の増加に向けて、賃金の配分について政労使によるルール作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 一、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 一、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、多元的な働き方を普及・拡大する環境整備をすすめるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。

一、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年十月四日

東京都北区議会議長 戸 枝 大 幸

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿